

平成28年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要

1. 収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成27年度	比 較
歳 入	国民健康保険税	1,236,196	1,290,367	△54,171
	国庫支出金	1,853,241	2,050,995	△197,754
	療養給付費等交付金	259,306	280,967	△21,661
	前期高齢者交付金	2,113,736	1,803,265	310,471
	道 支 出 金	436,479	419,395	17,084
	共同事業交付金	1,776,488	1,945,725	△169,237
	繰 入 金	881,248	1,009,148	△127,900
	諸 収 入	10,246	14,336	△4,090
歳 入 合 計		8,566,940	8,814,198	△247,258
歳 出	総 務 費	165,735	168,019	△2,284
	保険給付費	5,075,036	5,314,332	△239,296
	後期高齢者支援金	851,488	931,800	△80,312
	前期高齢者納付金	611	652	△41
	老人保健拠出金	24	31	△7
	介護納付金	295,820	301,679	△5,859
	共同事業拠出金	1,882,982	1,925,667	△42,685
	保健事業費	63,726	64,858	△1,132
	公 債 費	709	486	223
	諸 支 出 金	43,400	137,376	△93,976
	前年度繰上充用金	659,168	628,466	30,702
歳 出 合 計		9,038,699	9,473,366	△434,667
収 支	収 支（歳入歳出差引）	△471,759	△659,168	187,409
	単年度収支（繰上充用除く）	187,409	△30,702	218,111
	収 支（赤字補填除く）	△731,759	△1,047,261	315,502
	単年度収支（赤字補填除く）	△72,591	△418,795	346,204

2. 歳入の状況

国民健康保険税

【1,236,196 千円、前年度比△54,171 千円】

■国民健康保険税の内訳

(単位: 千円)

			平成 28 年度	平成 27 年度	比 較
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	833,729	841,431	△7,702
		後期高齢者支援金分	216,249	216,917	△668
		介護納付金分	80,332	81,377	△1,045
		計	1,130,310	1,139,725	△9,415
	滞納繰越分	医療給付費分	53,263	65,824	△12,561
		後期高齢者支援金分	10,602	12,557	△1,955
		介護納付金分	6,383	6,935	△552
		計	70,248	85,316	△15,068
	一般被保険者分計		1,200,558	1,225,041	△24,483
退職被保険者分	現年課税分	医療給付費分	22,234	41,063	△18,829
		後期高齢者支援金分	5,716	10,608	△4,892
		介護納付金分	6,205	11,314	△5,109
		計	34,155	62,985	△28,830
	滞納繰越分	医療給付費分	1,047	1,640	△593
		後期高齢者支援金分	212	340	△128
		介護納付金分	224	361	△137
		計	1,483	2,341	△858
	退職被保険者分計		35,638	65,326	△29,688
合 計		1,236,196	1,290,367	△54,171	

■収納率

(単位: 千円)

	平成 28 年度 調定額	平成 28 年度 収納額	平成 28 年度 収納率	平成 27 年度 収納率	比 較
現年課税分	1,254,250	1,164,465	92.8%	92.1%	0.7%
滞納繰越分	856,666	71,731	8.4%	9.8%	△1.4%
計	2,110,916	1,236,196	58.6%	58.7%	△0.1%

国庫支出金 【1,853,241 千円、前年度比△197,754 千円】

- ◆療養給付費等負担金 1,200,592 千円（前年度比△124,924 千円）
- ◆高額医療費共同事業負担金 59,714 千円（前年度比 5,874 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,719 千円（前年度比 133 千円）
- ◆財政調整交付金 588,444 千円（前年度比△79,540 千円）
- ◆その他 772 千円（前年度比 703 千円）

療養給付費等交付金 【259,306 千円、前年度比△21,661 千円】

前期高齢者交付金 【2,113,736 千円、前年度比 310,471 千円】

道支出金 【436,479 千円、前年度比 17,084 千円】

- ◆高額医療費共同事業負担金 59,714 千円（前年度比 5,874 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,719 千円（前年度比 133 千円）
- ◆北海道国民健康保険調整交付金 373,046 千円（前年度比 11,077 千円）

共同事業交付金 【1,776,488 千円、前年度比△169,237 千円】

繰入金 【881,248 千円、前年度比△127,900 千円】

繰入金の内訳

（単位：千円）

		平成 28 年度	平成 27 年度	比 較
法定内繰入	保険基盤安定制度分	373,931	374,367	△436
	国保財政安定化支援事業分	73,483	70,123	3,360
	事務費分	141,029	142,539	△1,510
	出産育児一時金分	21,840	23,520	△1,680
法定外繰入	赤字補填分	260,000	388,093	△128,093
	その他	10,965	10,506	459
計		881,248	1,009,148	△127,900

諸収入 【10,246 千円、前年度比△4,090 千円】

3. 歳出の状況

総務費 【165,735 千円、前年度比△2,284 千円】

- ◆事務費等 30,355 千円（前年度比 863 千円）
- ◆職員人件費 105,332 千円（前年度比△1,811 千円）
- ◆北海道国保連合会負担金 2,437 千円（前年度比△108 千円）
- ◆運営協議会費 163 千円（前年度比△26 千円）
- ◆収納率向上特別対策事業費 10,587 千円（前年度比 429 千円）
- ◆医療費適正化特別対策費 16,861 千円（前年度比△1,631 千円）

■医療費通知の送付 2,822 千円

医療費通知の送付	圧着ハガキ形式により医療費通知を送付した。 ・実施回数：年 6 回 ・送付枚数：44,863 通
----------	--

■診療報酬明細書及び療養費支給申請書の点検 11,844 千円

診療報酬明細書の点検 (9,891 千円)	診療報酬明細書（レセプト）の内容点検や被保険者の資格点検等を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・点検処理件数：237,090 件
柔道整復師施術療養費支給申請書の点検 (1,953 千円)	柔道整復師施術療養費支給申請書の内容点検を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・照会状発送件数：1,649 件 ・点検処理実施件数：1,089 件

■ジェネリック医薬品の利用促進 1,132 千円

ジェネリック利用促進シールの配付 (363 千円)	保険証の更新時に併せて被保険者全員に配付した。また、新規加入者にはその都度窓口で配付した。 ・配付枚数：約 12,000 枚
ジェネリック利用差額通知の送付 (769 千円)	後発医薬品に切替えた場合の差額が 200 円以上見込まれる被保険者に差額通知書及びリーフレットを送付した。 ・対象データ：H28 年 3 月～7 月に処方された薬剤料 ・実施回数：年 5 回 ・差額通知書 2,660 件

保険給付費**【5,075,036 千円、前年度比△239,296 千円】****■保険給付費の内訳**

(単位:千円)

		平成 28 年度	平成 27 年度	比 較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,211,826	4,335,227	△123,401
	退職被保険者療養給付費	153,011	243,324	△90,313
	一般被保険者療養費	30,554	31,522	△968
	退職被保険者療養費	2,289	1,783	506
	審査支払手数料	10,615	9,963	652
高額療養費	一般被保険者高額療養費	608,298	617,633	△9,335
	退職被保険者高額療養費	35,454	47,696	△12,242
	一般高額介護合算療養費	350	387	△37
出産育児諸費	出産育児一時金	20,919	25,117	△4,198
葬祭諸費	葬祭費	1,720	1,680	40
合 計		5,075,036	5,314,332	△239,296

後期高齢者支援金**【851,488 千円、前年度比△80,312 千円】****前期高齢者納付金****【611 千円、前年度比△41 千円】****老人保健拠出金****【24 千円、前年度比△7 千円】****介護納付金****【295,820 千円、前年度比△5,859 千円】****共同事業拠出金****【1,882,982 千円、前年度比△42,685 千円】**

保健事業費

【63,726 千円、前年度比△1,132 千円】

◆特定健康診査等事業費 20,072 千円（前年度比△2,316 千円）

◆特定保健指導事業費 2,044 千円（前年度比 39 千円）

■特定健診の受診率向上対策 5,323 千円

①40 歳の受診勧奨 (10 千円)	健診コーディネート 40（フォーティ）事業 ・特定健診対象初年齢となる 40 歳を受診勧奨の重点年齢と位置づけ、がん検診無料クーポン券やドック助成事業を含めた様々な健診内容や受診方法を案内し、対象者の希望に合わせた組み合わせを提案した。 ・対象者数：165 人 ・健診受診者：30 人
②特定健診未受診者 (過年度) への受診勧奨 (4,636 千円)	下記の対象者に往復ハガキによる受診勧奨及び電話勧奨を実施した。 ・対象者：①(1)平成 24～27 年度のいずれかに受診した者 (2)平成 24 年度及び 25 年度に受診し、26 年度以降受診していない者 ②平成 24～28 年度まで 1 度も受診していない 40 歳代の者（40 歳の受診勧奨対象者を除く） ・送付枚数：①1,497 通、②902 通 ・架電通話数：1,761 件
③特定健診未受診者 (当年度) への受診勧奨 (677 千円)	特定健診未受診者に受診勧奨通知及びリーフレットを送付した。（上記①、②を除く） ・対象者：平成 28 年 11 月時点における未受診者 ・送付枚数：6,843 通

■特定健診受診率

	平成 28 年度	平成 27 年度	比 較
対象者数	10,666 人	11,047 人	△381 人
受診者数	2,545 人	2,739 人	△194 人
受診率	23.9%	24.8%	△0.9%

※平成 28 年度は H29 年 6 月末時点数値

■特定保健指導実施率

	平成 28 年度	平成 27 年度	比 較
対象者数	298 人	357 人	△59 人
実施者数	25 人	153 人	△128 人
実施率	8.4%	42.9%	△34.5%

※平成 28 年度は H29 年 6 月末時点数値

◆疾病予防費 41,610 千円（前年度比 1,145 千円）

■ドック検査費用の一部助成 13,154 千円

脳ドック検査費用の一部助成	脳ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：700 人・申請者：1,149 人・受診券発行者：747 人 ・受診者数：679 人・受診率：90.9%
人間ドック検査費用の一部助成	人間ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：200 人・申請者：745 人・受診券発行者：250 人 ・受診者数：203 人・受診率：81.2%

■糖尿病性腎症重症化予防事業 4,265 千円

糖尿病等重症化予防プログラムの実施	生活習慣が原因で、糖尿病の重症化が危惧される方に、専門職による 6 ヶ月間の指導プログラムを実施した。 ・対象者数：135 人 ・参加者：11 人
-------------------	---

公債費 【709 千円、前年度比 223 千円】

諸支出金 【43,400 千円、前年度比△93,976 千円】

◆償還金及び還付加算金 14,806 千円（前年度比△94,801 千円）

◆繰出金 28,594 千円（前年度比 825 千円）

前年度繰上充用金 【659,168 千円、前年度比 30,702 千円】

主な用語の解説

【歳入】

1 国民健康保険税

その年度（４月～翌年３月）ごとに決められ、毎年４月１日時点で国民健康保険に加入している人に割り当てられる。

保険税の総額を所得割、均等割及び平等割に割り振り、世帯の保険税額が決められる。

2 療養給付費等負担金（国庫支出金）

一般被保険者の保険給付費の合算額（療養給付、療養費及び高額療養費）から保険基盤安定繰入金の 1/2 及び前期高齢者交付金を控除した額の 32%が交付される。

また、国から老人保健医療費拠出金分、後期高齢者支援金分、前期高齢者納付金分、介護納付金分の納付に要する保険者負担額の 32%（過年度分はその時点の負担率）が交付される。

3 高額医療費共同事業負担金（国庫支出金・道支出金）

高額医療費共同事業の費用に充てるため、国（1/4）、道（1/4）から交付されるもので、この負担金に市（1/2）負担分を合せ、高額医療費共同事業拠出金として国保連合会に支出している。

※高額医療費共同事業：【歳入】 9 (1) 高額医療費共同事業交付金を参照

4 特定健康診査等負担金（国庫支出金・道支出金）

高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に、平成 20 年 4 月から各医療保険の保険者に義務付けられた特定健康診査等に係る費用の一部を国・道が負担するもの。
（負担割合：国 1/3・道 1/3）

5 財政調整交付金（国庫支出金）

（１）普通調整交付金

一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額（調整対象収入額）が一般被保険者に係る療養の給付費の保険者負担金額、療養費支給等を考慮して算出する額（調整対象需要額）に満たない市町村に対し、その衡平に満たない額を補うことにより、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付される。

（２）特別調整交付金

画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では、措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して国から交付される。

6 療養給付費交付金

退職被保険者等の医療給付費及び退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は、退職被保険者等に係る国保税及び被用者保険等保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われることになっており、診療報酬支払基金から交付される。

7 前期高齢者交付金

高齢者の医療の確保に関する法律第 32 条の規定により交付される交付金で、65 歳から 74 歳までの前期高齢者は、国保や被用者保険など各々の医療保険制度で医療を受けているが、国保には退職者が大量に加入することで、被用者保険など他の制度との間で前期高齢者に係る医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整するため各制度の 75 歳未満の加入者数に応じて、前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うもので、診療報酬支払基金から交付される。

8 北海道国民健康保険調整交付金（道支出金）

（1）普通調整交付金

地域の実情に応じた国保財政の安定化を図る視点に立って、道内保険者間の国保財政の不均衡を是正するため、医療費水準及び所得水準の実情に基づき、一定の算式により調整を行ったうえで道から交付される。

（2）特別調整交付金

地域の実情に応じた国保財政安定化のための取組みの促進や、きめ細かい調整を行うため、国の特別調整交付金の交付対象項目の「上乗せ横出し」や道独自の交付対象項目を設け、道から交付される。

9 共同事業交付金

（1）高額医療費共同事業交付金

国保連合会が事業主となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者が同一月内にそれぞれひとつの病院等で受けた療養費が 80 万円を超えるレセプトの 80 万円を超えた部分に 100 分の 59 を乗じて得た金額が国保連合会から交付される。

なお、この財源は、市町村国保からの高額医療費共同事業拠出金で賄われている。

（2）保険財政共同安定化事業交付金

医療制度改革により、平成 18 年 10 月に新たに実施された事業で、道内の市町村国保間の保険料（税）の平準化、財政の安定を図るため、市町村国保からの保険財政共同安定化事業拠出金を財源に、療養の給付に要する費用等について、30 万円を超えるレセプトの 8 万円を超え 80 万円までの部分の総額の 100 分の 59 に相当する額から、高額医療費共同事業交付金の交付額を減じた額が国保連合会から交付される。

なお、27 年度より対象となる医療費はすべての医療費に拡大された。

10 繰入金

(1) 保険基盤安定制度分（保険税軽減分）

国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計から繰入れるもの。財源として道が 3/4、市が 1/4 を負担している。

(2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分）

保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じ平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援することにより、中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に国保特別会計へ繰入れるもの。財源として国が 1/2、道が 1/4、市が 1/4 を負担している。

(3) 国保財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために一般会計から繰入れるもので、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることから、年齢構成による一人当たり医療費差額に高齢被保険者数（60 歳以上 75 歳未満）を乗じ、高齢被保険者数の割合による補正を行った額の一定割合を繰入れる。

(4) 出産育児一時金分

出産育児一時金に係る費用の 2/3 を市負担分として、一般会計から繰入れるもの。

【歳 出】

1 保険給付費

(1) 療養給付費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対する保険者負担の費用

(2) 療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対し療養の給付を受けないもの（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸等）の費用及び資格証明書交付者等（10 割受診者）への保険者負担費用

(3) 審査支払手数料

療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては、国保連合会が行っており、その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費用

(4) 高額療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の保険者負担費用

(5) 高額介護合算療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分の保険者負担費用

(6) 移送費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で、災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担費用

(7) 出産育児一時金

国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金 42 万円（一子につき）を支給する費用

(8) 葬祭費

国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費 2 万円を支給する費用

2 後期高齢者支援金

後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもの。

3 前期高齢者納付金

各保険者が各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定した額を負担する。つまり、当該負担額が当該保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が交付金として交付され、高い場合はその差額につき納付金を診療報酬支払基金に納付する。

4 老人保健拠出金

老人保健医療費の財源として診療報酬支払基金が交付する交付金の財源となる拠出金としての費用。平成 21 年度以降は過年度精算とそれに係る事務費となる。

5 介護納付金

介護保険の財源として、各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用

6 共同事業拠出金

(1) 高額医療費共同事業拠出金

高額医療費共同事業負担金の財源として国保連合会に拠出する費用。財源として国が 1/4、道が 1/4、市が 1/2 を負担している。

(2) 保険財政共同安定化事業拠出金

保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用